

電子入札システムの機能追加（総合評価落札方式）に関する説明会
質疑応答集（工事）

日時：令和5年12月14日（木）

会場： 奈良県産業会館 大ホール

Q1

自己申告評価点を電子入札システム上で入力する意図はなんですか。

A1

現行制度では「企業の施工実績等」に係る自己申告評価点（自己採点）は技術提案書（事前）の一部として入札前に郵送で提出する方式としていますが、これを入札時に電子入札システム上で直接入力することで、落札候補者の決定がシステム上で速やかに行われるようにするためです。

Q2

技術提案書（事前）はPDFファイルで提出するようにと説明がありましたが、誤ってExcelファイルで提出した場合は失格になりますか。

A2

失格にはなりません。

電子入札システム上ではPDFファイルに限らず、Excelファイル等でも提出が可能です。ただし、レイアウトずれや文字化けなどにより審査時に記載内容が判読できない場合、記載内容の一部又は全部が評価の対象外となる恐れがあります。

Q3

技術提案書（事前）の提出ファイルの名前に規則や決まりはありますか。

A3

提出ファイルの名前には会社名や個人名等、参加者が特定できる情報が含まれないようにしてください。

Q4

技術提案書（事後）の提出について、電子提出又は持参提出とありますがこれは落札候補者が任意で選んでよいということですか。

A4

任意で選択が可能です。電子提出又は持参提出のどちらか都合の良い方をお選びください。

Q5

入札時に配置予定技術者等を複数名申告して落札候補者になった場合、技術提案書（事後）で様式12（配置予定技術者の実績）を提出する配置予定技術者等は実際に工事に配置する者の分だけでいいですか。

A5

入札時に配置予定技術者等を複数名申告した場合は、その全員分の様式12（配置予定技術者の実績）を提出しなければなりません。全員分の様式12が揃わない場合は失格となります。

Q6

入札時に配置予定技術者等を複数名申告した場合、技術提案書（事後）でその全員分の様式12の審査を受けなければならないのはなぜですか。

A6

入札時に電子入札システムで提出した複数名の配置予定技術者等の中から実際に配置技術者となるものを選任するにあたり、技術提案書（事後）で提出した配置予定技術者等と競争入札参加資格の確認で提出した配置予定技術者等とが相違することにより契約できない等のおそれがあることから、入札時に電子入札システムで複数名の配置予定技術者等が提出された場合は技術提案書（事後）でその全員分の様式12の提出を受けることで、競争入札参加資格の確認時に提出する配置予定技術者等との相違によって落札候補者が入れ替わり、契約までの期間が延びることのないようにするためです。

Q7

技術提案書（事前・事後）の提出に関して、Excelファイル内の各シートを個々にPDF化して提出すべきですか、zipファイル等にひとつに圧縮して提出すべきですか。

A7

電子入札システム上で技術提案書（事前・事後）を提出する際は、公告に添付された技術提案書作成用のExcelファイル内の全シートをひとつのPDFファイルに出力のうえご提出ください。なお、10MBの容量内であればファイルの提出数に上限はありませんので、複数ファイルを提出する場合に圧縮する必要はありません。

Q8

一括審査方式の対象工事について、技術提案書（事前）は入札参加する予定の全ての工事に対して提出すべきですか。

A8

一括審査方式の対象工事の場合は、入札する全ての工事に対し同一の技術提案書（事前）を提出してください。落札候補者となった際、入札に参加した全ての工事で同一の技術提案書（事前）が提出されていない事が判明した場合は失格となります。また、技術提案書（事前）の作成にあたっては、一括審査方式の対象とする全ての工事に対して共通の提案としてください。

ただし、一括審査方式の対象工事が特別簡易型であった場合は、技術提案書（事前）の提出は不要です。

Q9

一括審査方式の対象工事について、技術提案書（事後）は落札候補者となった工事に対してのみ提出すればよいですか。それとも、入札参加した全工事に対し技術提案書（事後）を個々に作成し、提出すべきですか。

A9

一括審査方式の対象工事のひとつで落札候補者になった場合、当該工事以外の工事でも落札順位の変動等により新たに落札候補者となる可能性がありますので、技術提案書（事後）は入札に参加している工事全てに対し提出するものとして作成してください。

ただし、入札参加した工事ごとに技術提案書（事後）を個別に提出する必要はありません。一括審査方式の場合、公告に添付される技術提案書（事後）の様式は対象工事全てに対して提出するものとして記入欄等が用意されていますので、様式に従い技術提案書（事後）を作成のうえ提出してください。